

加古川市コミュニティセンター助成事業補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 31 日

市民協働部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）からコミュニティセンター助成事業として受け入れる助成金を財源として、加古川市コミュニティセンター助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 30 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、コミュニティの形成及び発展を図ることを目的とするもののうち、自治総合センターのコミュニティセンター助成事業とする。

2 補助金の交付の対象となる団体は、自治総合センターからコミュニティセンター助成事業実施主体として事業採択された団体（以下「補助申請者」という。）とする。

3 補助金の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、コミュニティ助成事業実施要綱に基づき、自治総合センターが定める経費とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、自治総合センターからコミュニティセンター助成事業として受け入れる助成金額とし、予算の範囲内で定める。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助申請者は、コミュニティセンター助成事業補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 市が自治総合センターに対して行う助成の申請手続の際に、補助申請者から提出を要する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(完了報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該助成事業が完了したときは、コミュニティセンター助成事業補助金完了報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の完了報告書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 市が自治総合センターに対して行う助成の実績報告手続の際に、補助事業者から提出を要する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。